

江南市電子入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、江南市契約規則（昭和54年規則第3号。以下「契約規則」という。）及びあいち電子調達共同システム（CAL S / E C）利用規約（以下「利用規約」という。）の規定に基づき、電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

(優先順位)

第2条 この要領の規定は、電子入札において江南市入札者心得書に優先する。ただし、この要領に規定のない事項は、江南市入札者心得書の規定を準用する。

(定義)

第3条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) あいち電子調達共同システム（CAL S / E C）

あいち電子自治体推進協議会が運用する、入札参加資格登録から、発注見通しの公表、指名通知、入札・開札、結果の公表等までの一連のプロセスを、利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用して行うことを可能とする入札参加資格申請サブシステム、電子入札サブシステム、電子入札情報サービスサブシステムの3つで構成されるシステム（以下「電子調達システム」という。）をいう。

(2) 電子入札サブシステム

電子調達システムを構成する各システムのうち、指名通知、入札・開札及び落札者決定までの手続を処理するシステムをいう。

(3) 電子入札

電子入札サブシステムを利用して行う入札・開札等の手続をいう。

(4) 紙入札

電子入札サブシステムを利用しないで書面により行う入札・開札等の手続をいう。

(5) 電子署名

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。

(6) 電子証明書

電子署名法に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行するものであって、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定するものをいう。

(7) ICカード

電子証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。

(8) 工事関係委託

利用規約に定める設計・測量・建設コンサルタント等の業務をいう。

(9) 契約担当者

発注機関において、電子調達システムを利用する契約案件の、案件登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続きをする職員をいう。

(10) 執行担当者

電子入札において、契約担当者とともに開札に立会い、開札が適正に実施されたことについて確認を行う職員をいう。

(電子入札の対象)

第4条 電子入札を実施する入札方式は、次のとおりとする。

区分	入札方式
建設工事	・一般競争入札 ・指名競争入札
工事関係委託	・指名競争入札

2 電子入札対象案件は、当分の間、競争入札により実施する建設工事のうちから前項の入札方式で実施する。

(電子調達システムの利用)

第5条 電子調達システムを利用することができる者は、次の各号のとおりとする。

(1) 電子入札の参加者

電子入札に参加することができる者は、江南市競争入札等参加資格を有し、ICカードを取得し、電子調達システムに利用者登録を行った者とする。

(2) 共同企業体におけるICカードの取扱い

共同企業体は、その企業体を代表する者のICカードで、電子入札に参加するものとする。この場合は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札書に共同企業体名を必ず入力しなければならない。

(ICカードの不正使用)

第6条 入札参加者がICカードを不正に使用等した場合は、次のような取扱いができるものとする。なお、ICカードの不正使用等とは、他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合等をいう。

(1) 開札までに不正使用等が判明した場合

当該案件への入札参加資格取消。ただし、既に入札済みのものはその入札を無効とする。

(2) 落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合

落札決定取消

(3) 契約締結後までに不正使用等が判明した場合

契約解除

(申請書等の提出)

第7条 申請書等の提出方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 申請書等の提出方法

入札参加者は、申請書等の受付期間に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子調達システムにより提出しなければならない。

(2) 入札参加申込受付票の発行

申請書の提出後、電子調達システムにより競争参加資格確認通知書が資格有りて発行されるが、これは入札参加申込受付票と読み替えるものとする。

(3) 資料の提出

入札参加者は、建設業許可年月日、施工実績、配置予定技術者その他の競争入札参加資格の確認に必要な資料（以下「資料」という。）を電子調達システムにより申請書に添付して提出しなければならない。この場合は、ファイルの容量は1MB以内とする。

また、提出する資料の作成に利用するアプリケーションソフト及びファイル形式は、利用規約の規定を準用する。

（4）郵送又は持参での資料の提出

入札参加者は、電子ファイルで提出する資料の容量が1MBを超える場合は、書面による資料を郵送又は持参により提出するものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

（5）資料の再提出

入札参加者は、提出した資料に誤り等があった場合は、申請書受付締切日時までに契約担当者に電話で再提出の申し入れを行い、承認を得た者に限り資料の再提出ができるものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

（6）資料内容の確認

落札候補者は、資料の内容を確認できる書類（資料に記載した施工実績の契約書の写し、監理技術者証の写し等をいう。）を契約担当者の指示により提出しなければならない。

（7）ウィルス対策

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、提出する際に、必ずウィルス感染チェックを行うものとする。契約担当者は、提出された資料にウィルス感染があった場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止し、速やかに当該電子ファイルを提出した者に連絡し警告するとともに、資料の提出方法等について協議するものとする。

（8）申請書受付締切日時の変更

契約担当者は、都合により申請書受付締切日時を変更する場合は、申請書を提出した者に対し電話等により連絡するとともに、必要に応じてホームページ等において公表するものとする。

（入札書の提出）

第8条 入札書の提出方法は、次の各号のとおりする。

（1）入札書の提出方法

入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子調達システムにより提出しなければならない。

（2）入札書受付締切日時

電子入札の入札書受付締切日時は、入札公告又は指名通知書に記載の日時とする。なお、パソコン等の利用環境により、データ送信に長時間かかることがあるため、余裕をもって入札書の提出を行うものとする。

（積算内訳書の提出）

第9条 積算内訳書の提出方法は、次の各号のとおりとする。

（1）積算内訳書の提出

積算内訳書は、原則として指定する様式で、電子調達システムにより入札書に添付して

提出するものとする。積算内訳書の作成に利用するアプリケーションソフト及びファイル形式については第7条第3号に準ずるものとし、ファイル数は1ファイルで、ファイル容量は1MB以内とする。ただし、1MBを超える場合の提出方法は、第7条第4号に準ずるものとし、提出期限は入札書受付締切日時と同一とする。

(2) ウィルス対策

ウィルス対策については、第7条第7号に準ずるものとする。

(紙入札での参加)

第10条 紙入札を希望する者は、受付締切日時までに紙入札参加承認願(様式第1)を提出し、紙入札審査結果通知書(様式第2)により市長の承認を得た場合に限るものとする。

2 紙入札での参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、入札手続の進行に支障を生じない場合とする。

(1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合

(2) ICカードの破損等のため、再取得の手続中の場合

(3) パソコン等のシステムの障害の場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、入札参加者の責によらない、やむを得ない理由があると認められる場合

3 前項の規定により、紙入札での参加が認められた者は、次の各号に定める方法で紙入札を行う。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

(1) 使用する印鑑

契約の締結及び代金の請求等に使用する電子調達システムに利用者登録を行った者の印鑑とする。

(2) 入札書

紙入札書(様式第3)を利用する。

(3) 積算内訳書

書面による積算内訳書を紙入札書と共に提出する。

(4) 締切日時

ア 紙申請書(書面による申請書及び資料をいう。)の受付締切日時

電子入札における申請書受付締切日時を同一とする。

イ 紙入札書の受付締切日時

電子入札における入札書受付締切日時と同一とする。

(入札の辞退)

第11条 入札参加者は、当該入札を辞退するときは、電子調達システムにより入札書受付締切日時までに辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札参加承認願を提出し承諾を得た場合に限り、書面による入札辞退届を提出することができるものとする。

(入札参加資格の失効)

第12条 開札日までに入札参加資格停止の処分を受けた者は、入札参加資格を失う。共同企業体の構成員が入札参加資格停止の処分を受けた場合は、当該共同企業体も入札参加資格を失う。

2 入札参加資格を失った者が、既に入札書を提出していた場合は無効とする。

(開札)

第13条 開札の方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 開札の執行

契約担当者は、当該入札事務に関係のない職員の立会いのうえで、事前に設定した開札日時後、速やかに開札を行うものとする。ただし、紙入札による入札者がいる場合は、紙入札書を電子調達システムに登録した後に開札を行うものとする。

(2) 開札時の立会い

ア 前号の規定にかかわらず、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認める場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。

イ 入札参加者は、開札への立会いを希望する場合は、立ち会うことができるものとする。

ウ 電子入札の開札の執行においては、執行担当者を立ち合わせた上で、その者に電子署名をさせなければならない。

(3) くじの実施

契約担当者は、開札の結果、落札者又は落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合は、電子調達システムにおける電子くじによって落札者又は落札候補者を決定するものとする。くじ番号の入力又は記載がない場合は、契約担当者が入札書の到着順に電子調達システムに任意数字の入力を行うものとする。

(入札の無効)

第14条 次の各号に該当する電子入札は、無効とする。

(1) 入札書受付締切日時までに到達しない入札

(2) 電子署名及び電子証明書のない入札

(3) 共同企業体において、その企業体を代表する者のICカードによらない入札

(4) 共同企業体において、共同企業体名の入力のない入札又は共同企業体名の異なる入札

(5) 積算内訳書の合計金額と入札金額が一致していない入札

(6) 積算内訳書の内訳金額と合計金額が一致していない入札

(7) 積算内訳書の提出がない入札、又は指定された積算内訳書とは異なる内容の書類が添付された入札

2 同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした場合は、いずれの入札も無効とする。

(資格確認)

第15条 一般競争入札においては、開札後、入札金額の低い順に入札公告に示す「入札参加に必要な資格」を確認し、当該要件を満たしている「適格者」が確認できるまで保留を行うものとする。

2 前項の確認は、申請書、資料、入札書、積算内訳書及び第7条第6号で提出された書類により行うものとする。

3 第1項の確認は、開札の日から起算して原則4日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に行わなければならない。

(責任範囲)

第16条 電子入札において、申請書及び入札書（資料及び積算内訳書を含む。以下この条において同じ。）は、送信データが電子調達システムサーバに到達した時点で提出されたものとする。入札参加者は、申請書及び入札書の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

（障害発生時の対応）

第17条 契約担当者は、電子入札に利用する電子機器の障害又は広域停電等のために、電子調達システムの利用ができなくなった場合は、次の各号に定めるところにより対応する。

（1）短時間の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合

必要に応じて、入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡する。

（2）重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合

紙入札に変更し、入札参加者に電話等の確実な方法で、紙入札に変更したこと及び入札方法等必要事項を連絡する。この場合において、入札書を除く書類の受領が完了している場合は有効なものとして取り扱い、再度の提出は要しない。既に提出された入札書がある場合は開札せずに無効とし、改めて紙入札書（様式第3）を提出させる。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成29年7月1日から施行する。

2 この要領の施行の日より前に行われた公告又は指名通知する競争入札については、なお従前の例による。

様式第1（第10条関係）

紙 入 札 参 加 承 認 願

年 月 日

江 南 市 長

住 所
商号又は名称
代表者名

下記案件について、下記の理由により電子入札サブシステムを利用して入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

1	工事名	
2	工事場所	
3	電子入札で参加できない理由	該当の□にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> ICカードの登録内容変更のため、再取得の途中で <input type="checkbox"/> ICカードの破損のため、再取得の途中で <input type="checkbox"/> パソコンのシステム障害 <input type="checkbox"/> その他

※委託の場合は、工事を業務と読み替える。

様式第2（第10条関係）

紙入札審査結果通知書

年 月 日

様

江南市長

年 月 日付けで承認願を提出されました、下記案件への審査結果を通知します。

記

1	工事名	
2	工事場所	
3	審査結果	紙入札での参加を
		1 承認する (提出場所)
		2 承認しない (理由)

※委託の場合は、工事を業務と読み替える。

入 札 書

年 月 日

江 南 市 長

入札者 住 所
氏 名

印

下記のとおり入札します。

記

金額	円
----	---

ただし、下記工事の請負金

1 工事名

2 工事場所

くじ番号	
------	--

※3桁の数字を記入すること